

電力専門委員会における検討内容等について（案）

1. 電力分野における取組の必要性

平成 27（2015）年 12 月に国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定が昨年 11 月に発効した。我が国はパリ協定を受けて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減することを中期目標とし、さらに 2050 年には 80%の大幅削減を目指す地球温暖化対策計画を、また 2030 年度の政府全体の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 40%削減することを目標として掲げた政府実行計画¹を、平成 28 年 5 月にそれぞれ閣議決定した。平成 27（2015）年度における我が国の二酸化炭素排出量のうち、電力部門からの排出量（電気熱配分前の直接排出量）は、全体の約 4 割を占める²最大の排出源であり、削減対策にも大きな影響を及ぼすものである。

電気事業者による自主的な取組として、平成 27 年 7 月に「電気事業における低炭素社会実行計画³」が策定され、2030 年度における使用端の排出係数の目標として 0.37kg-CO₂/kWh 程度を目指すことが掲げられ、同計画の目標達成に向けた取組を推進するため、平成 28 年 2 月には電気事業低炭素社会協議会⁴が設立された。同協議会会員事業者の平成 27 年度における調整後排出係数は 0.531 kg-CO₂/kWh⁵であり、平成 26 年度（0.552 kg-CO₂/kWh）に比べ 3.8%の良化⁶となったが、更なる低炭素化が必要な状況にある。そのため、環境配慮契約法に基づく、より低炭素な電気の積極的な購入とともに、今後の電力システム改革の動向も踏まえた環境配慮契約の方向性に関する継続的な検討が必要であり、本年度は、以下の事項について検討を実施するものである。

¹ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画

² 「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2015 年度）確報値」国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター温室効果ガスインベントリオフィス

³ 電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社により策定（計画策定時点における参加事業者）⁴ 平成 29 年 4 月 5 日現在 42 社（販売電力カバー率 99.3%。平成 27 年度末）⁵ 平成 27 年度において事業活動を行っていた 39 社の総受電端電力量の実績

⁴ 平成 29 年 4 月 5 日現在 42 社（販売電力カバー率 99.3%。平成 27 年度末）⁵ 平成 27 年度において事業活動を行っていた 39 社の総受電端電力量の実績

⁵ 平成 27 年度において事業活動を行っていた 39 社の総受電端電力量の実績

⁶ 平成 26 年度は電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社の実績⁷ 電源構成及び CO₂ 排出係数の開示が入札参加資格を付与するための条件となること、低圧受電施設等における環境配慮契約の運用方法、裾切り基準の設定に当たっての当分の間の地域の考え方、小売電気事業者の評価方法

2. 検討の内容

(1) 本年度の検討課題等

昨年度は、環境配慮契約法基本方針検討会（以下「基本方針検討会」という。）の下に電力専門委員会を設置し、昨年4月から実施された電力の小売全面自由化の動向等を踏まえ、電気の供給を受ける契約に関して一定の結論を得たところであり、環境配慮契約（裾切り方式）の運用方法等について、必要な変更・見直し⁷を実施したところである。他方、昨年度の電力専門委員会において、結論が得られなかった事項があり、引き続き検討が必要な状況にある。このため、本年度は、平成28年度第3回電力専門委員会において挙げられた以下の事項について検討する。

環境配慮契約の未実施機関等への対応について

複数年長期契約に関する対応について

小売電気事業者の参入状況等を踏まえた全国一律/地域ごとの裾切り基準の設定に関する検討

非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に関する検討

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によるCO₂削減相当量の調整後排出係数への反映に係る検討

さらに、上記～に加え、本年度から小売電気事業者は、料金メニュー⁸に応じた排出係数（以下「メニュー別排出係数」という。）の告示が可能となり、本年7月には2事業者がメニュー別排出係数を公表しているところである。このため、電気の供給を受ける契約におけるメニュー別排出係数の具体的な取扱いについて検討する。

また、総合評価落札方式の導入に係る検討に当たっては、関連情報等の収集、導入に当たってのメリットとデメリットの整理とともに、導入時期等に係る検討を実施し、必要に応じ、電力専門委員会において議論する。

(2) 検討の内容

環境配慮契約の未実施機関等への対応

環境配慮契約の未実施機関等への対応については、平成28年度の電気の供給を受ける契約の締結実績調査を踏まえ、環境配慮契約の未実施の状況及びその理由を把握するとともに、要因ごとに対応方策について検討するものとする。なお、環境配慮契約の未実施の状況及びその対応方策等については、第2回専門委員会において報告予

⁷ 電源構成及びCO₂排出係数の開示が入札参加資格を付与するための条件となること、低圧受電施設等における環境配慮契約の運用方法、裾切り基準の設定に当たっての当分の間の地域の考え方、小売電気事業者の評価方法

⁸ 実際に販売するメニューを類型化して設定した料金メニューの設定に当たって販売メニューをどのように類型化するかは電気事業者の任意であるが、それぞれのメニューと電気の調達先の事業者等との関連づけを明確にした上で類型化する。

定である。

複数年長期契約に関する対応

複数年契約については、長期の契約に伴い経済的なメリットを有する場合があります、それに伴い行われている場合があるが、環境配慮契約の未実施の理由として複数年契約を挙げていることについて、平成 28 年度の電気の供給を受ける契約の締結実績調査を踏まえ、現状把握及びその対応を検討する。上記と同様に、複数年契約の状況及びその対応方策等については、第 2 回専門委員会において報告予定である。

小売電気事業者の参入状況等を踏まえた全国一律 / 地域ごとの裾切り基準の設定に関する検討

昨年度の検討においては、低炭素な電気の調達を図るために一定レベル以上の全国一律の裾切り基準を設定することを目指しつつ、当分の間は、これまでと同様、一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切と判断されたところである。

本年度は、小売電気事業者の参入状況等（都道府県別参入状況は参考資料 1、供給区域別販売電力量割合は参考資料 2）を参照。平成 29 年 4 月実績）を踏まえ、必要な場合には見直しを実施する。また、全国一律の裾切り基準の設定に向けて、適切な導入条件に関して検討する。なお、現段階における地域別の小売電気事業者の参入状況には、依然として大きな差異がある。

併せて、小売電気事業者の参入状況は、環境配慮契約法に関する基本方針が策定された平成 19 年度当時と大きく異なっていることを踏まえ、電力専門委員会において指摘された基本方針等における記載について検討する。

非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に関する検討

本年度から、非化石価値取引市場が創設され、非化石価値（高度化法⁹に基づく非化石比率の算定時に非化石電源として計上できる価値）の取引が開始されることとなった。ただし、市場開設当初（平成 29 年度）は FIT 電気¹⁰のみについて証書取引を先行して開始し、非 FIT 非化石電気を対象とする非化石証書については、平成 31 年度を目途に取引が開始できるよう検討することとされている。

このため、電気の供給を受ける契約において、再生可能エネルギー電気等の調達を促進する観点から、裾切り方式における再生可能エネルギー導入状況の項目における非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーの評価について検討する。

⁹ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

¹⁰ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT 法」という。）第 2 条に定める再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気

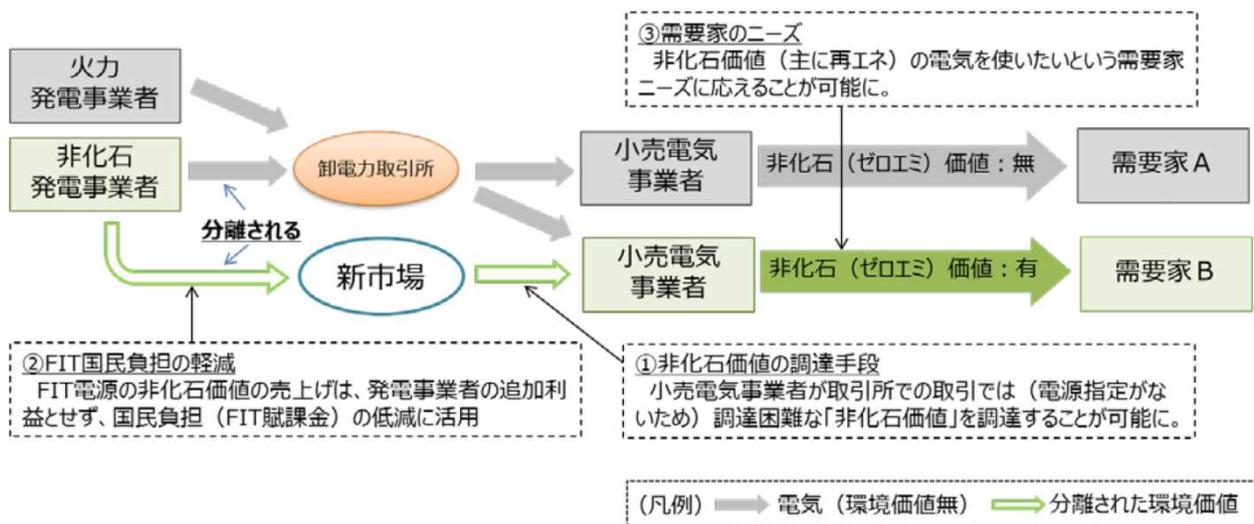


図1 非化石価値取引市場創設効果（イメージ）

資料：貫徹小委員会中間とりまとめ¹¹

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によるCO₂削減相当量の調整後排出係数への反映に係る検討

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度は、民間レベルで取引されているグリーンエネルギー認証制度を地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に位置づけることを目的として創設された制度であり、具体的には、グリーンエネルギーとして認証された電力及び熱をCO₂に換算し、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会において認証することにより、そのクレジット（以下「グリーン証書」という。）の購入者が、温対法に基づく調整後温室効果ガス排出量を算定する場合に、認証されたCO₂削減相当量分をオフセット可能とするものである。

昨年度の電力専門委員会において、グリーン電力・熱証書の調整後排出係数への反映の取扱いについては、排出係数検討会¹²の議論を踏まえる必要があることから、継続検討とされたが、今般、排出係数検討会において、グリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力¹³及び熱¹⁴については、電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされたところである¹⁵。このため、本年度は、グリーン証書の具体的な調整後温室効果ガス排出量又は調整後排出係数への反映方法、再生可能エネルギーとしての評価へ

¹¹ 総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」（平成29年2月）

¹² 温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会

¹³ 所内で消費されている電力

¹⁴ 所内のグリーン熱供給地点で供給されている熱量

¹⁵ 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第2条第4項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数の算出方法等のうち、調整後排出係数の算出に用いることができるクレジットとしてグリーンエネルギーCO₂削減相当量を追加

の活用等について、排出係数検討会における議論及び関係府省庁の意見等を踏まえ検討する。

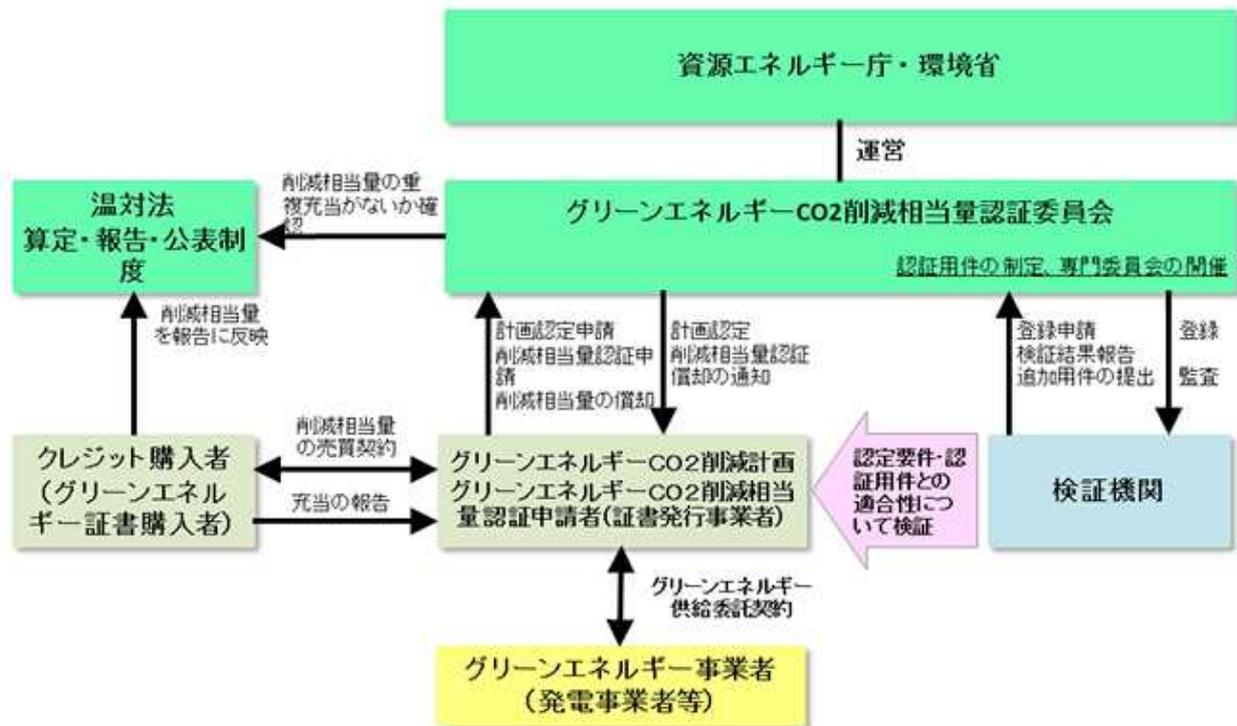


図2 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の概要

資料：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

メニュー別排出係数の取扱いに関する検討

「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（平成29年6月13日）¹⁶」において、小売電気事業者は、料金メニューに応じた排出係数の告示を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者別（事業者全体）の実排出係数及び調整後排出係数とともに、経済産業省及び環境省へ提出することとされている。当該小売電気事業者は、複数のメニュー別排出係数と残差により作成した排出係数を算出することとなる。なお、メニュー別排出係数について、事業者別（事業者全体）として単一のメニューで排出係数を報告することも可能とされている。ただし、メニュー別排出係数の告示を希望する事業者は、新規参入事業者の取扱いと同様に、メニュー設定時点から当該年度末までに供給したメニュー別電気の排出係数を算出し、翌年度初めに報告¹⁷することとされている（図4参照）。

本年度は、小売電気事業者によってはメニュー別排出係数の告示が行われているこ

¹⁶ 20170510 産局第1号・20170510 資庁第9号・環地温発第1705125号

¹⁷ 例えば平成28年度（平成28年度4月～平成29年度3月）のいずれかの時点から料金メニュー別電気を設定した場合は、メニュー設定時点から平成28年度末までを平成28年度におけるメニュー別排出係数として6月中に公表（残差以外の係数）。なお、「残差により作成される係数」については、電気事業者の係数算出の負担が大きいことから、秋頃に公表（事業者全体の排出係数と同時期）。

3. 提案募集に係る検討

本年度実施した提案募集において提出された以下の2つの意見についても、本専門委員会において検討を行い、その検討結果を第2回検討会に報告する。

提案の概要については、[参考資料3](#)の「4.環境配慮契約に係る提案概要について」を参照。

4. 専門委員会の検討スケジュール

電力専門委員会は、基本方針検討会のスケジュールと整合を図り、3回開催する予定である。基本方針検討会は8月17日(第1回)、10月下旬～11月上旬頃(第2回)、12月下旬頃(第3回)の3回の開催を予定しており、電力専門委員会は、第1回基本方針検討会において設置について了承を得たところである。

電力専門委員会においては、第2回検討会までに本年度の検討結果を取りまとめ、第2回検討会に報告する予定である。各回の日程と議題の案は、表1のとおりである。

なお、環境配慮契約法基本方針の検討スケジュール及び議題案は、[資料4](#)参照。

表1 電力専門委員会の開催スケジュール及び議題案

	日程	議 題(案)
第1回	8月29日	<ul style="list-style-type: none">● 電気の供給を受ける契約に関する検討方針等について<ul style="list-style-type: none">➢ 電力専門委員会における検討課題及び検討内容● 地域別の小売電気事業者の参入状況等について● 検討スケジュールについて
第2回	9月28日	<ul style="list-style-type: none">● 電気の供給を受ける契約の締結実績等について● 電気の供給を受ける契約の基本方針等の改定について<ul style="list-style-type: none">➢ 本年度の検討課題に係る中間取りまとめ➢ 基本方針及び解説資料の改定骨子● 検討スケジュールについて
第3回	10月19日	<ul style="list-style-type: none">● 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について<ul style="list-style-type: none">➢ 電力専門委員会取りまとめ(報告内容)➢ 基本方針及び解説資料改定案● 今後のスケジュールについて